

# 業務契約書(案)

支出負担行為担当官 九州森林管理局長 眞城 英一（以下「発注者」という。）と  
（以下「受注者」という。）は、令和8年度国有林林道等交通安全指導業務（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（実施する業務）

第1条 発注者は、次の業務の実施を受注者と契約し、受注者は、その成果を発注者に報告するものとする。

（1）業務名 令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

（2）業務の内容等

業務仕様書（以下「仕様書」という）及び業務内訳書（以下「内訳書」という）のとおり。

（3）履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで

（業務の遂行）

第2条 受注者は、契約した業務を仕様書及び内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

（契約金額）

第3条 発注者は、業務に要する費用として、金 円（うち消費税及び地方消費税 円）を支払うものとする。受注者は、契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

2 当該内容を変更するときは、第12条の定めによる。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35条）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第5条 受注者は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

2 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を得なければならない。
- 4 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する金額の限度額 50 パーセント以下であり、かつ、100 万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(業務計画書の提出)

第6条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に仕様書及び内訳書に基づいて、業務計画書を提出しなければならない。

(完了報告)

第7条 受注者は、業務が終了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、業務の成果を記載した完了報告書及び関係付属書類を発注者に提出するものとする。

(検査)

第8条 発注者は、前条に規定する報告書の提出を受けた時は、遅滞なく、当該業務が契約の内容に適合するものであるかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

第9条 発注者は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めるときは、受注者に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第10条 発注者は、前条の規定により、受注者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

- 2 発注者は、受注者の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。
- 3 受注者は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、発注者が自己の責任に帰すべき理由により、支払期限まで契約金額の全額を支払わない場合には、遅延利息として、支払期限の翌日から支払いまでの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額の支払いを発注者に請求することができる。

(業務の中止等)

第11条 受注者は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止（廃止）申請書を発注者に提出し、発注者と受注者の協議のうえ、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前3条の規定に準じ精算するものとする。

(業務の変更)

第12条 受注者は、前条に規定する場合を除き、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更することができる。

- 2 前項の場合に、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して契約の変更を行うものとする。
- 3 第1項の場合において受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、賠償額については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第13条 発注者は、受注者がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を受注者に請求することができる。

(違約金)

第14条 発注者は、前条の規定により契約を解除するときは、受注者に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)

第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その

役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (委託業の調査)

第17条 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、事業の実施状況、経費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、受注者はこれに応じなければならないものとする。

#### (帳簿等)

第18条 受注者は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

#### (秘密の保持等)

第19条 受注者は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

#### (疑義の解決)

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者との協議のうえ、定めるものとする。

#### (特約事項)

第21条 この契約に係る特約事項については、別紙のとおりとする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(発注者) 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号  
支出負担行為担当官  
九州森林管理局長 眞城 英一

(受注者)

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### （損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### （不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 令和8年度国有林林道等交通安全指導業務仕様書

### 1. 一般事項

本業務は、九州森林管理局管内一円の国有林林道等（別紙「令和7年度国有林林道等交通安全指導業務対象路線」（以下「対象路線」という。））を対象に実施し、安全指導、安全標識の設置、のぼりの設置、林道交通事故の調査・分析等を実施する。

なお、本業務は、別紙「令和8年度国有林林道等交通安全指導業務内訳書」（以下「内訳書」という。）及び本仕様書に基づき実施するものとし、内訳書及び本仕様書に該当する事項について九州森林管理局及び各森林管理（支）署（以下「森林管理署等」という。）と各々十分打ち合わせを行うものとする。

### 2. 安全指導

#### (1) 安全の呼びかけ

- ① 宣伝カーによる呼びかけ等は、別紙対象路線に基づき行うものとする。
- ② 宣伝カーによる交通安全の呼びかけは、林道利用者への交通事故防止のための注意事項等を呼びかけるものとする。
- ③ 宣伝カーには林道交通安全への注意を喚起する標語等を掲示して、宣伝効果を高めるものとする。
- ④ この呼びかけは、交通量の多い時期に行うものとする。
- ⑤ 林道利用者に対しては、直接注意を喚起するものとする。
- ⑥ 呼びかけの実施に際しては、当該森林管理署等と経路及び呼びかけ内容について十分な打合せを行い、円滑に実施するものとする。

#### (2) 安全チラシの配布

- ① 安全チラシの内容は、イラストや図表等を使用して視覚的に分かり易くしたもので、九州森林管理局の名称を記したものを作成する。
- ② チラシの内容については協議のうえ作成するものとする。
- ③ 安全チラシは3,000部作成し、交通安全の呼びかけ等の際に林道通行者に配布するほか、地域の関係諸団体等へ配布するものとする。

#### (3) 林道交通のぼり旗の設置

- ① のぼり旗は、縦150cm、横45cm程度の林道交通安全への注意を喚起するものを52本作成し、設置するものとする。
- ② 設置箇所については国有林内の林道ゲート設置箇所等人目につきやすい場所とし、当該森林管理署等と打ち合わせて行うこととする。

#### (4) 林道における交通事故の実態報告

事業対象林道における当該年度の交通事故の実態について、概況、件数及び死傷者数、形態別・原因別内訳等を取りまとめ任意様式により報告するものとする。

#### (5) 林道における交通事故の調査・分析等

##### ① 林道交通事故の調査・分析

対象路線で発生した林道交通事故のうち林道管理者等の指示のあるものについて、事故の内容、原因等を調査・分析し、今後の対処方針を取りまとめ報告するものとする。

のとする。

## ② 林道交通安全に係るセーフティーネットの整備

森林管理局が管理する林道等の全路線を対象に、当該路線の管理者の瑕疵責任に帰する交通事故が発生した場合のセーフティーネットとして、別添1を内容とする林道損害賠償保険へ加入するとともに、当該する事故が発生した場合の保険事務処理を行う。

保険加入後、速やかに保険加入証書等の関係書類の写しを提出するものとする。

## (6) 林道交通安全標識の設置

安全標識は、別紙内容の標識を下記規格により設置するものとする。

なお、設置場所については、当該森林管理署と十分打ち合わせを行うものとする。

林道交通安全標示版

材質	板規格	支柱規格	数量
鋼板	700 mm×1,000 mm×2.0 mm	50.8 φ×2,750 mm	標面板1枚 支柱2本

## 3. 実態調査

実態調査対象路線については、別紙対象路線に示した路線とし、当該林道の利用実態・動向・林道の特徴等林道の交通安全に関する実態について交通量調査を実施するものとし、必要に応じて聞き取り調査を行うものとする。

実態調査は、原則として交通量の多い時期に行うものとする。

実態調査に際しては、林道等通行量調査野帳（様式2）により調査を行うものとし、当該森林管理署と十分打ち合わせを行うものとする。

## 4. 調査報告書等

調査が終了した時は、業務契約書第7条に基づき次により報告書を提出するものとする。

- (1) 業務実施結果報告書（様式1）
- (2) 林道等通行量調査野帳（様式2）
- (3) 業務日誌（様式3）

## 5. 滞在して業務を行う場合の旅費交通費の取り扱い

宿泊費は、原則として「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）5（2）により滞中に区分される場合において、同要領5（3）②により設計変更するものとし、設計変更時点までに宿泊実績報告書（様式1）及び実際に支払った証明書類（領収書等）を監督職員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書及び証明書類の提出期限については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

(様式 1)

宿泊実績報告書

滞在期間	宿泊日数 (日)	単価 (円)	金額 (円)	備考
R8. 4. 1~4. 7	6	10, 000	60, 000	
R8. 5. 10~5. 15	5	12, 000	60, 000	

(注) 旅費法等の改正に伴い、当初設計は「(宿泊基準額+宿泊手当)×宿泊日数」として積算し、設計変更時点までに提出された証明書類等を受け、官積算を上限に設計変更する。(宿泊基準額は、国家公務員等の旅費支給規定別表第2の宿泊基準額(職務の級が10級以下の者)による。)

(注) 宿泊手当の考え方については、以下の表による。(定額2,400円(税込))

宿泊				
有(ホテル等)			無(無料施設や車中泊等含)	
↓				
宿泊先での食事				
朝のみ有		朝夕有		無 (外食含)
料金無	料金有	料金無	料金有	
↓ ↓ ↓ ↓ ↓				
宿泊手当				
1,600円	2,400円	800円	2,400円	2,400円
1/3減額	全額支給	2/3減額	全額支給	全額支給
宿泊費				
支払額全額	支払額から食事代を差引いた金額	支払額全額	支払額から食事代を差引いた金額	支払額全額
↓				
				宿泊手当
				2,400円
				全額支給
				宿泊費
				無

業 務	数 量	単 位	備 考
安全管理業務	1	式	
安全指導			対象路線、実施回数のおり
呼びかけ	59	路線	
安全チラシ配布	3,000	部	
安全のぼり旗設置	59	本	
安全標識設置		基	
交通事故報告	1	式	
林道交通事故の調査分析	1	式	
林道災害賠償責任保険	1	式	別添1のおり
報告書作成	2	部	

## 別添1

## 林道等の全路線・延長を対象とした賠償責任保険内容

内 容	てん補限度額	備 考
対人賠償		
・てん補限度額		
1名	50,000千円	
1事故又は1請求	500,000千円	
・免責金額	10千円	
対物賠償		
・てん補限度額		
1事故又は1請求	15,000千円	
・免責金額	10千円	

## 対象路線・延長

路 線 数	延 長	備 考
1,862	5,661,029m	
計	5,661,029m	

**林道交通安全のお願い**

- ★ スピード落として**安全運転**
- ★ カーブ徐行、出合いがしらに**注意**
- ★ 落石・土砂崩れ・路肩に**注意**
- ★ 荷物の**積み過ぎ**は止めましょう

非常時の連絡先  
〇〇森林管理署                      電話〇〇〇〇〇〇〇〇

**山火事注意**                      植物を大切にしましょう  
   ゴミは捨てないようにしましょう

規 格

標識版 700mm×1,000mm×2.0mm  
支 柱 50.8φ 2,750mm 2本

## 特約事項（調査設計等業務）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、受注者は下記の内容について遵守すること。

### 記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、九州森林管理局へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、業務契約書第11条により対応する。